

高松市防火・防災管理指導基準

第1 趣旨

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の規定による防火管理、法第8条の2の規定による統括防火管理、法第8条の2の5の規定により設置する自衛消防組織及び法第36条の規定による防災管理に係る指導について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語

この基準において使用する用語の意義は、法、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

第3 管理権原に関する事項

1 防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）について

管理権原者とは、防火対象物又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火の管理に関する事項について、法律、契約又は慣習上当然行うべき者をいい、防火対象物の所有者、占有者等が想定される。

ただし、この判断に当たっては、防火対象物又はその部分の所有形態、管理形態、運営形態、契約形態のほか、管理権原者の代表的な例（別表第1）を踏まえて総合的に判断する必要がある。また、「その他法令」とは、法第8条や令第4条等の防火管理上必要な業務（防火管理に係る消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施等）に係るものを指す。

なお、法第17条第1項等に規定する消防用設備等を適切に設置し、及び維持管理すべき「防火対象物の関係者」は、管理権原者とは別の概念であり、必ずしも同一人が該当するとは限らないことに留意する必要がある。

2 複合用途防火対象物の管理権原

複合用途防火対象物の管理権原は複数の基本であり、単一となるのは、次のいずれかの場合と考えられる。

(1) 防火対象物全体としては複合用途防火対象物であるが、当該防火対象物を1人の管理権原者が使用していると認められる場合

(2) 管理権原者と各賃借人との間で、次のように防火管理の責務を遂行するために必要な権限が全て付与される取決めが確認でき、統一的な防火管理を行うことができる場合

ア 管理権原者が、各賃貸部分を含め防火対象物全体の防火に関する

権限を有していること。

イ 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、防火管理上、必要なときに防火対象物の部分に立ち入ることができること。

ウ 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、各賃借人に対する防火に係る指示権限を有していること。

3 複合用途防火対象物以外の防火対象物における管理権原者

複合用途防火対象物以外の防火対象物についても、管理権原者の判断に当たっては、上記のように防火対象物又はその部分の所有形態、管理形態、運営形態、契約形態等を踏まえて総合的に判断する必要がある。

第4 防火管理に関する基本的事項

1 令第2条の「同一敷地内」について

「敷地」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地による。ただし、隣接する敷地の建築物が接続された場合は、同一の敷地とみなす。

2 防火管理者の選任について

令第3条の2第2項に規定する防火管理上必要な業務を遂行できるときは、当該防火対象物に常駐していない者を選任すること及び1人を複数の防火対象物の防火管理者に選任することができるものとする。

第5 防火管理業務の委託に関する事項

防火管理業務は、自主的な防火管理体制により推進していくことが基本であるが、次の場合に限り、防火管理者業務を委託することができるものとする。ただし、この場合においても、当該防火対象物における最終的な防火管理上の責任は、委託した管理権原者が負う。

1 委託の形態について

委託の形態は、次のいずれかとする。

(1) 内部委託

複数権原の防火対象物において、防火管理者の業務を当該防火対象物の他の管理権原者に委託し、防火管理業務を委託する管理権原者（以下「委託管理権原者」という。）が、委託を受ける管理権原者（以下「受託管理権原者」という。）が管理する範囲における防火管理者と同じ者を選任する形態をいう。

(2) 外部委託

令第3条第2項の規定に基づき、防火管理者の業務を当該防火対象物において管理権原を有しない外部の者に委託し、委託を受けた者が指定する者を防火管理者として選任する形態をいう。

2 委託できる場合の要件等

(1) 内部委託

次の要件等を満たすときに内部委託できるものとする。

ア 委託管理権原者が選任する防火管理者（以下「受託防火管理者」という。）は、令第3条第1項の防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものとして、防火管理上必要なときに委託管理権原者の管理する範囲に立ち入ることができること。

イ 甲種防火対象物における受託防火管理者の資格は、令第3条第3項の規定によること。

(2) 外部委託

アに掲げる事由に該当し、かつ、イ、ウ及びエの要件等を満たすときに外部委託できるものとする。

ア 令第3条第2項に規定する管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと認める事由は、次のいずれかとする。

(ア) 高松市消防局管外に勤務していること。

(イ) 身体的事由（高齢、病気等をいう。）が存すること。

(ウ) 日本語が不自由であり、防火管理上必要な業務の遂行が困難であること。

(エ) 従業員がいない又は極めて少なく、防火管理者の選任が困難であること。

(オ) その他消防署長が認めるもの

イ 規則第2条の2第2項第1号に規定する防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限とは、次に掲げるとおりとする。

(ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

(イ) 避難経路、避難施設等の適正な管理に関する権限

(ウ) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限

(エ) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検及び整備の実施に関する権限

(オ) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持込みの制限に関する権限

(カ) 収容人員の適正な管理に関する権限

(キ) 防火責任者、火元責任者等の防火管理業務に従事する者に対する指示及び監督に関する権限

(ク) その他防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

ウ 規則第2条の2第2項第2号に規定する防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書とは、次に掲げる内容が記載された文書とする。

(ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。

(イ) 避難経路、避難施設等の適正な管理に関すること。

(ウ) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

(エ) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検及び整備の監督に

関すること。

(オ) 火気の使用、危険物の持込み等の危険な行為の監督に関する
こと。

(カ) 収容人員の適正な管理に関すること。

(キ) 防火責任者、火元責任者等の防火管理業務に従事する者に対
する指示及び監督に関すること。

(ク) その他防火管理者として行うべき業務に関すること。

エ 規則第2条の2第2項第3号に規定する防火管理上必要な事項とは、
次に掲げる事項とする。

(ア) 防火管理体制及び自衛消防組織の編成等従業者の配置等に関
すること。

(イ) 従業者に対する防火上必要な教育の状況に関すること。

(ウ) 消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。

(エ) その他防火管理上必要な事項

3 届出について

(1) 内部委託

委託管理権原者が届け出る防火管理者選任の届出書に、防火管理業務
内部委託同意書（様式第1号）を添付するものとする。

(2) 外部委託

委託管理権原者が届け出る防火管理者選任の届出書の内容のうち、そ
の他必要事項の欄に、令第3条第2項に規定する管理的又は監督的な
地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行するこ
とができない事由を記載するとともに、第5、2(2)ウに規定する文
書の写しを添付するものとする。

第6 区分所有の共同住宅に関する事項

1 管理組合等が存するものの場合

防火管理に係る管理権原は一とみなし、当該管理組合等の管理者が防
火管理者を選任することができるものとする。

2 区分所有者の総意に基づき一の防火管理者を選任する場合

防火管理に係る管理権原は一とみなし、選任の届出にあつては区分所
有者の代表者1人による届出ができるものとする。

第7 防火管理に係る消防計画に関する事項

1 作成単位について

消防計画は、原則として管理権原ごとに作成するものとする。ただし、
内部委託の場合は、受託部分も含めて作成することができるものとする。

2 防火管理業務の一部委託に関する事項

(1) 規則第3条第2項の規定により所要の事項を消防計画に定める必
要がある場合は、次に掲げる防火管理業務のいずれかを委託している

場合とし、当該消防計画に防火管理業務の一部委託状況表（様式第2号）を添付して届け出ることができるものとする。

ア 火気の使用又は取扱いに関する監督

イ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理

ウ 火災等の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導等

エ 火災等の異常の監視

オ 防火対象物周囲の可燃物の管理

(2) 防火対象物の管理権原者が、防火管理上必要な業務の一部を警備会社、ビル管理会社等の第三者へ委託するときは、消防計画を作成する業務については委託できないものとする。

3 複数権原の防火対象物に関する事項

規則第3条第3項において定めなければならないこととされている権原の範囲については、消防計画に図面を添付すること等により明示することによって足りるものとする。

第8 新築の工事中の建築物の防火管理に関する事項

令第1条の2第3項第2号に規定する防火対象物（以下「新築工事中の建築物」という。）の防火管理に関する事項については、次のとおりとする。

1 管理権原者について

(1) 新築工事中の建築物については、建築主、工事監理者、工事施工者等の複数の立場の者が管理権原者となることが考えられることから、工事の方法、契約内容等を確認した上で特定すること。

(2) 分離発注方式で行われる新築工事の場合は複数権原となるが、同一建築物内で各種の工事が行われることとなることから、防火管理者間で十分な連携を行うこと。

2 防火管理が義務付けられる期間について

(1) 新築工事中の建築物において防火管理が義務付けられる期間は、次のアからウまでのいずれかに該当することとなったときから、当該建築物が、その工事を発注した者に引渡されるまでの間であって、かつ、建築物の内部において工事（電気工事、設備工事、内装仕上工事等をいう。）が行われている間とする。

ア 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分で地階を除く階数が11以上であり、かつ、当該部分の延べ面積の合計が10,000平方メートル以上となったとき。

イ 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分の延べ面積が50,000平方メートル以上となったとき。

ウ 地階の外壁及び床で囲まれた部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上となったとき。

(2) 前(1)に規定する建築物がその工事を発注した者に引き渡されたと判断する時期は、完了検査（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条に規定する完了検査をいう。）だけでなく、所有権の移転等、実態に応じて判断するものとする。

3 収容人員について

規則第1条の3の規定に基づく収容人員の算定において、従業者の数は、当該新築工事中の建築物の工事期間中で、1日の工事従業者の数が最大となる数とする。

4 消防計画について

規則第3条第1項第2号に規定する事項の詳細については、別表第2に掲げるとおりとする。

5 仮使用の認定を受けた部分の消防計画について

(1) 仮使用の認定（建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号の規定による認定をいう。以下同じ。）を受けた部分の消防計画にあつては、規則第3条第1項第1号に規定する事項について定めるものとし、仮使用の認定を受けた部分以外の部分の消防計画の内容にあつては、実態に適合したものとなるよう適宜見直しを行うものとする。

(2) 仮使用の認定を受けた部分の消防計画に定めなければならない事項のうち、当該認定を受ける際に必要な安全計画書（建築基準法施行規則（昭和25年建築省令第40号）第4条の16第1項に規定する安全計画書をいう。以下同じ。）の内容と重複している部分については、当該部分の写しを添付することをもって当該消防計画の一部とみなすことができるものとする。

6 仮使用の認定を受けた部分が存する場合の防火管理体制の構築について

(1) 仮使用の認定を受けた部分が存する場合については、次に掲げるとおり、防火管理体制を構築するものとする。

ア 防火管理者の選任義務がある既存の防火対象物と同一の敷地内に新築工事中の建築物が建築される場合で、その一部が仮使用の認定を受けたときにおいて、既存の防火対象物と管理権原者が同一の者であると認められるときは、既存の防火対象物と仮使用の認定を受けた部分を一の防火対象物とみなし、必要な防火管理体制を構築すること。

イ 仮使用の認定を受けた部分が増加していく場合は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 仮使用の認定を受けた部分全ての管理権原者が同一の者であると認められるときは、当該仮使用の認定を受けた部分を一の防火対象物とみなし、必要な防火管理体制を構築すること。

(イ) 仮使用の認定を受けたそれぞれの部分の管理権原者が異なると認められるときは、全ての管理権原者が共同して一体的な防火管理ができる体制を構築すること。

- (2) 新築工事中の建築物全体が仮使用の認定を受けたときは、建築物の内部における工事が終了したものとする。

第9 統括防火管理に関する事項

1 統括防火管理者選任の届出について

- (1) 統括防火管理者選任の届出は、全ての管理権原者の連名によるほか、管理権原者のうちの主要な者（防火対象物の所有者その他の当該防火対象物の管理権原者のうち主要な者をいう。）により行うものとする。
- (2) 統括防火管理者については、各管理権原者が協議して定めることとされているが、当該協議の状況を確認するための文書を届出書に添付することは要さないものとする。
- (3) 規則第3条の3に規定する統括防火管理者の資格を有する者であるための要件に関し、当該要件を確認するための文書を届出書に添付することは要さないものとする。

2 管理権原者に変更が生じた場合について

管理権原者に変更が生じた場合は、改めて各管理権原者が協議した上で、統括防火管理者を選任し、統括防火管理者選任の届出及び全体についての消防計画の届出を行う必要があるが、統括防火管理者に変更がない場合は、統括防火管理者選任の届出は不要とし、全体についての消防計画の内容に変更がない場合は、当該計画の変更の届出は不要とする。

3 権原の範囲の明示について

規則第4条第1項第1号により定める権原の範囲については、全体についての消防計画に権原の範囲が分かる図面を添付すること等により明示することができるものとする。

4 訓練の実施について

令第4条の2第2項の規定に基づく防火対象物の全体についての防火管理上必要な訓練と令第3条の2第2項の規定に基づく管理権原者ごとに実施する訓練は、合同で行うことができるものとする。

第10 自衛消防組織に関する事項

1 自衛消防組織

(1) 自衛消防組織

自衛消防組織とは、火災等の発生時において、消防計画に定めるところにより、初期消火、消防機関への通報、在館者の避難誘導等、火災等による被害を軽減するために必要な自衛消防業務を行う人的組織であり、防火対象物の従業員等の関係者から構成されるものである。

自衛消防組織は火災に対する自衛消防業務を行うものであるが、法第36条第7項の規定が通用される自衛消防組織にあつては、火災以外の災害に対する自衛消防業務も行うこととなるため、その編成及び要

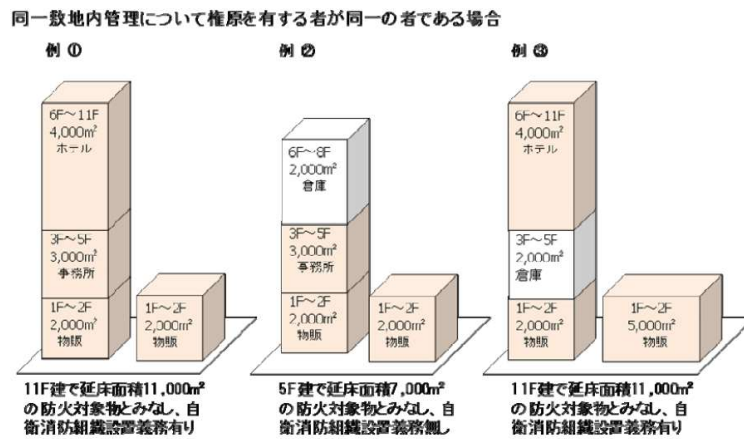
員の教育に当たっては火災その他の災害全般への対応に留意することが必要である。

(2) 自衛消防組織の設置対象となる防火対象物

ア 自衛消防組織の設置対象となる防火対象物は、法第8条の2の5の規定により、法第8条第1項の防火対象物であることから、令第2条の規定が適用されるものである。

この場合において、床面積の要件については同一敷地内にある管理権原が同一である防火対象物の床面積を合計し、階数の要件については同一敷地内にある管理権原が同一である防火対象物のうち最も階数の多いものの階数とする。

なお、令第2条の規定が適用される防火対象物の自衛消防組織の設置義務の例について下図において示したので、執務上の参考とされたい。



イ 令第4条の2の5第1項括弧書きの規定により、令第4条の2の4第2号に掲げる防火対象物については、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分以外の部分には自衛消防組織の設置義務は課されていない。ただし、法第8条第1項及び規則第3条第1項第1号イの規定並びに法第36条第1項において準用する法第8条第1項及び規則第51条の8第1項第1号イの規定に基づき、「自衛消防の組織」により自衛消防業務を行う必要があるため、防火対象物全体で一体的な自衛消防活動が確保されるよう消防計画において定める必要がある。

令第4条の2の5第2項の規定により、共同して自衛消防組織を置く場合において、管理上の事情等により自衛消防組織が複数となる場合は、自衛消防組織の設置方法や業務を行う範囲等について規則第4条の2の10第2項第1号に定める自衛消防組織に関する協議会において協議し明確化するとともに、その内容を各消防計画で定めておく。

2 統括管理者

(1) 令第4条の2の8の統括管理者（以下「統括管理者」という。）

は、自衛消防組織を統括し、自衛消防業務を実施するに当たり自衛消防組織全体を指揮命令する者であることから、令第4条の2の8第3項に掲げる資格を有する者をもって充てるほか、その役割を果たすために必要な責務・役割等を消防計画等により定めておくことが必要である。

- (2) 統括管理者が自衛消防業務再講習の課程を修了しなければならない期間において、当該講習の課程を修了していない場合については、当該講習の課程を修了するまでの間は、自衛消防組織の統括管理者の資格を有しないこととなることから、当該自衛消防組織が令第4条の2の8に定める要員の基準に適合しないこととなり、法第8条の2の5第3項の規定による命令の対象となるほか、当該防火対象物の法第8条の2の3の認定及び法第36条において準用する法第8条の2の3の認定についてはこれを取り消さなければならないものである。

3 消防計画に定める事項

- (1) 共同して置く自衛消防組織に係る事項

規則第4条の2の10第2項各号に掲げる事項について防火管理に係る消防計画に定める内容については、統括防火管理の対象となる防火対象物にあつては、全体の消防計画との整合を図るべきものである。

- (2) 規則第4条の2の10第4項に規定する統括する者の講習受講

ア 規則第4条の2の10第4項の規定に基づいて教育を行う要員に該当する者については、消防計画に具体的に定めるべきものである。

イ 規則第4条の2の10第4項の規定に基づいて教育を行う要員であつて、統括管理者の直近下位の内部組織で規則第4条の2の11各号に掲げる業務（以下「自衛消防組織業務」という。）を分掌するものを統括する者（以下「班長」という。）は、原則、統括管理者が直接指揮する部隊（以下「本部隊」という。）において自衛消防組織業務を分掌する内部組織を統括する者をいうものであり、本部隊の指示等に従って防火対象物の一部の範囲において活動を行う、いわゆる「地区隊」と呼ばれる内部組織の長は班長に該当しないものである。

ウ 規則第4条の2の13各号に掲げる者については、統括管理者の資格を有する者とされているところであるが、当該者が班長である場合には、班長に対する教育として、消防法施行規則第4条の2の10第4項の規定に基づき、自衛消防組織の要員に対する教育に関する事項のうち、統括管理者の直近下位の内部組織で同規則第4条の2の11各号に掲げる業務を分掌するものを統括する者に対するものを定める件（平成20年消防庁告示第13号）第2号に基づき、自衛消防業務に係る自主研修を定期的に行うこと等を消防計画に記載する。

4 要員の基準

規則第4条の2の11の要員の人数は、自衛消防組織業務について原則として複数の要員を確保すべき旨の規定であり、自衛消防組織全体で

各業務にそれぞれおおむね2人以上の要員を確保することで足りる。

また、それぞれの防火対象物において実際に自衛消防組織を編成するに当たっては、消防計画に定める自衛消防組織の活動を実施するために必要な要員を配置すべきこと。

なお、自衛消防組織の要員は、統括管理者を含め、専従・常駐を必ずしも求めるものではなく、また原則として各業務間の兼務は想定されていないが、防火対象物の実情及び必要な自衛消防組織活動の業務量に応じて兼務が可能な場合も考えられ得る。

5 設置の届出

自衛消防組織の設置及び変更に係る届出について、令第4条の2の5第2項の規定により共同して自衛消防組織を置く場合においては、連名で届出を行って差し支えない。

さらに、記載内容が既に届出されている消防計画に具体的に記載されている場合は、その記載箇所を示すことによることができるものである。

第11 防災管理業務等に関する事項

1 防災管理業務

(1) 対象となる災害

令第45条で定める災害は、地震及び毒性物質の発散その他の総務省令（規則第51条の3）で定める原因により生ずる特殊な災害（以下「毒性物質の発散等の災害」という。）であるが、毒性物質の発散等の災害については、在館者の避難及び消防機関等への通報等に限り対応を求めるものである。

なお、上記以外の災害について自主的に取組みを行い、消防計画に盛り込むことを妨げるものではない。

(2) 対象となる建築物等

令第46条に規定する防災管理を要する建築物その他の工作物（以下「防災管理対象物」という。）については、令第4条の2の4の防火対象物と同様に、令第2条の規定が適用されるものである。

(3) 防災管理者の選任等

防災管理対象物にあつては、自衛消防組織設置防火対象物の用途にかかわらず、その全ての管理権原を有する者について防災管理者の選任及び消防計画の作成等の防災管理業務の実施の義務がある。

また、法第36条第2項により防災管理者として選任された者は防火管理者としてその防火管理上必要な業務を行うこととなるが、これは防災管理者及び防火管理者のそれぞれの立場で防災管理業務及び防火管理業務を行うものである。

なお、防災管理に係る指導については、本基準の規定（第4から第7まで）を準用するものとし、様式については、防災管理業務内部委託

同意書（様式第3号）及び防火・防災管理業務の一部委託状況表（様式第4号）を使用するものとする。

（4） 消防計画の作成等

ア 防災管理に係る消防計画は、防火管理に係る消防計画と同様に、当該建築物等における防災管理の基本方針であり、当該防災管理対象物の管理権原者の指示を受けて防災管理者が作成するものである。

イ 法第36条第1項において準用する法第8条の規定に基づく防災管理に係る消防計画に関する規定と、法第8条の規定に基づく防火管理に係る消防計画に関する規定とは独立したものであるが、両方の規定を満足するよう一の消防計画として作成する等、両者の一体的な運用を確保するよう指導すること。

ウ 防災管理に係る消防計画においては、地震発生時における当該防災管理対象物及び在館者等の被害の想定並びに当該想定された被害に対する対策に係る事項について定めることとされているが、当該被害の想定等については、その管理について権原が分かれている防災管理対象物にあっては共同して行うことが効率的かつ効果的である。

エ 防災管理者は、規則第51条の8第3項の規定により令第48条第2項の避難訓練を年1回以上実施することとされているが、これは規則第3条第10項の規定により防火管理者が行う消火訓練及び避難訓練とは別の訓練であり、その実施及び実施の通報についても別途行うことが必要であること。ただし、同日に実施する等の効率的な実施を妨げるものでない。

2 防災管理に係る命令

（1） 防災管理者が防災管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、当該講習の課程を修了していない場合については、当該防災管理対象物の防災管理者の資格を有しないこととなることから、法第36条第1項において準用する法第8条第3項の規定による命令の対象となる。

（2） 法第36条第1項において準用する法第8条第3項及び第4項の規定により命令を受けた場合においても、当該防火対象物の法第8条の2の3の認定の取り消し要件には該当しないものである。

また、法第36条第1項において準用する法第8条第3項及び第4項並びに法第8条の2第3項に規定する命令は、法第5条の2第1項に規定する防火対象物の使用禁止命令等に係る前提要件に列挙されている命令に含まれていないことに留意すること。

3 統括防災管理

（1） 統括防災管理に係る指導については、本基準の規定（第9）を準用するものとする。

（2） 統括防災管理の協議事項は、統括防火管理の全体の消防計画と整合性を確保するよう指導すること。また、この場合において、共同防

災管理協議会の組織と共同防火管理協議会の組織を同一のものとする
ことや、防火管理者となるべき資格と防災管理者となるべき資格の両
方の資格を持った者を統括防火管理者及び統括防災管理者として選任
すること（統括防火・防災管理協議会、統括防火・防災管理者等）が
望ましい。

(3) 防災管理に係る消防計画における、地震発生時における当該防災
管理対象物及び在館者等の被害の想定並びに当該想定された被害に対
する対策に係る事項については、全体の消防計画についても反映させ
るよう指導すること。

4 その他

消防計画作成ガイドラインについて

防災管理に係る消防計画の作成等については、総務省消防庁の示す
「大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドラインについて」を参考
とすること。

第12 南海トラフ地震防災規程に関する事項

1 規則第3条第6項に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画で
定める者」とは、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第
123号）第8条第1項の規定に基づき香川県知事が設定する津波浸水
想定において、南海トラフ地震に伴い発生する津波により水深30セン
チメートル以上の浸水が想定される区域において、南海トラフ地震に係
る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第
324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者
をいう。（南海トラフ地震防災対策推進基本計画第6章第1節）

なお、当該区域に該当するか否かについては、香川県が作成している
「かがわ防災Webポータル（地震）」により「津波浸水想定（最大クラ
スの津波）」を選択して確認すること。

参考（<https://www.bousai-kagawa.jp>）

2 南海トラフ地震の防災規程の作成に当たっては、南海トラフ地震防災対
策推進基本計画（令和元年5月31日中央防災会議）及び南海トラフ地震
防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引（香川県）に規定す
る内容に基づき作成すること。

3 南海トラフ地震防災対策推進基本計画第5章第4節2(5)の規定によ
り地方公共団体が明示することとされている事前避難対象地域等につい
ては、高松市地域防災計画（津波対策編）（令和元年度修正 高松市防災会
議）を参照すること。

4 南海トラフ地震防災規程は、既存の消防計画に溶け込む形式又は別冊と
して作成する形式が考えられるが、いずれの形式であっても、高松市長
（高松市総務局危機管理課）に提出することとされている消防計画の写し
については、南海トラフ地震防災規程に係る部分のみの提出として差し支

えない。

附 則

この基準は、令和5年3月30日から施行する。

別表第1（第3関係）

管理権原者の代表的な例

形態	管理権原者	
	共有部分	専有部分
<ul style="list-style-type: none"> ○所有者自身が管理する場合（防火及び防災業務の一部を委託する場合、総合ビル管理会社に管理全般を委託する場合を含む。） ○親会社所有の防火対象物等を子会社に管理委託する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物等の所有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物等の所有者 ・所有者との賃貸借契約により入居している事業主
<ul style="list-style-type: none"> ○所有者からビルを一括して不動産会社等が長期間借り上げて（マスターリース）、管理・運営を行うとともに、借り上げた不動産会社等が第三者に賃貸契約を結び転貸（サブリース）する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物等の所有者 ・ビルを一括して借りる事業主 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物等の所有者 ・ビルを一括して借りる事業主との賃貸借契約により入居している事業主
<ul style="list-style-type: none"> ○区分所有や共有の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物等の所有者 ・管理組合 ※ 契約において区分所有者が組合等を設置し、その代表者にビル管理・運営に関する権限を与えている場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物等の所有者 ・所有者等との賃貸借契約により入居している事業主
<ul style="list-style-type: none"> ○信託する場合（所有権が所有者から信託会社に移転の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・信託会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・信託会社との賃貸借契約により入居している事業主
<ul style="list-style-type: none"> ○不動産証券化の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・信託銀行 ・特定目的会社（投資法人） ・アセットマネージャー（不動産経営）等 ※ 管理・運営状況等で判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・信託銀行等との賃貸借契約により入居している事業主
<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者制度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・指定管理者 ※ 条例において管理・業務の範囲が指定されることから、その業務内容から判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・指定管理者 ※ 条例において管理・業務の範囲が指定されることから、その業務内容から判断
<ul style="list-style-type: none"> ○PFI事業の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・特定目的会社 等 ※ 事案ごとに、PFI事業契約等の内容から判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・特定目的会社 等 ※ 事案ごとに、PFI事業契約等の内容から判断

別表第2（第8関係）

新築の工事中の建築物等に係る消防計画の作成要領

規則第3条 第1項	事 項	作成要領
第2号イ	消火器等の点検及び整備に関すること	<p>(1) 消火器等の配置場所を工事作業員に周知する方法等について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。</p> <p>ア 消火器等の配置図を作業員に配布し、又は工事現場の複数の目につきやすい箇所に消火器等の配置図を掲示する。</p> <p>イ 消火器等の数、配置等を変更する場合は、その都度周知する。</p> <p>(2) 配置した消火器等について、定期的に巡回をし、消火器等が容易に使用できる状態となっているかどうかを確認するなど、その定期点検の方法を明確にしておくこと。</p>
第2号ロ	避難経路の維持管理及びその案内に関すること	<p>(1) 避難経路を工事作業員に周知する方法等について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。</p> <p>ア 避難経路図を作業員に配布し、又は工事現場の数箇所の目につきやすい箇所に避難経路図を掲示する。</p> <p>イ 避難経路を変更する場合は、その都度周知する。</p> <p>(2) 避難経路について、定期的に巡回をし、避難経路が安全に使用できる状態となっているかどうかを確認するなど、その管理方法を明確にしておくこと。</p>
第2号ハ	火気の使用又は取扱いの監督に関すること	<p>(1) 溶接器具、バーナー等火気設備を使用する際の安全対策について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。</p> <p>ア 対象火気設備（溶接機、ガス溶断機、高速カッター等をいう。）に関すること。</p> <p>イ 安全対策（使用前の防火管理者への届出、火花が飛散する範囲内の可燃物の除去、付近への消火器の配置、危険物周辺での使用の禁止等をいう。）に関すること。</p> <p>(2) 喫煙について、喫煙場所の制限、水を入れた吸い殻入れの準備、定期的な巡回等、その管理方法を明確にしておくこと。</p>
第2号ニ	工事中に使用する危険物等の管理に関すること	<p>(1) 危険物等を使用する際の安全対策について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。</p> <p>ア 対象危険物等（消防法上の危険物、火薬、ガス等をいう。）に関すること。</p> <p>イ 安全対策（必要以上に保管しない、使用前の防火管理者への届出、使用時の付近の火気等の有無の確認、付近への消火器の配置、十分な換気の実施等をいう。）に関すること。</p> <p>(2) 危険物等の一時保管場所を設ける際には、保管場所での掲示板の設置、消火器等の設置、責任者の明示、保管量の制限等、その管理方法を明確にしておくこと。</p>

規則第3条 第1項	事 項	作成要領
第2号ホ (第1号イ)	自衛消防の組織に関する事 項	<p>(1) 自衛消防組織について、次に掲げる事項を明確にすること。</p> <p>ア 隊長及び工事エリアごとの担当者</p> <p>イ 任務内容</p> <p>(2) 自衛消防組織の編成について、組織編成表を掲示し、又は関係者へ配布するなど、その周知方法を明確にしておくこと。</p>
第2号ホ (第1号ト)	防火管理上必要な教育に関する事 項	<p>(1) 防災教育の実施時期、対象者及び教育内容について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。</p> <p>ア 実施時期（現場に初めて入る前、作業開始前等）</p> <p>イ 対象者（作業員全員等）</p> <p>ウ 内容（消防計画の内容、遵守事項、災害発生時の対応の確認等）</p> <p>(2) 防災教育を実施した日時及びその内容を記録し、及び保存することとし、次に掲げる事項を明確にすること。</p> <p>ア 記録の方法（日誌の作成等）</p> <p>イ 記録者</p>
第2号ホ (第1号チ)	消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事 項	<p>(1) 訓練の実施時期、参加者及び訓練内容について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。</p> <p>ア 実施時期（定期的に、又は必要な時期に（多くの従業員が従事する前等））</p> <p>イ 参加者（作業員全員、自衛消防隊員、工事の監督者等）</p> <p>ウ 内容（消火訓練、避難訓練、通報訓練等）</p> <p>(2) 訓練を実施した日時及びその内容を記録し、及び保存することとし、次に掲げる事項を明確にすること。</p> <p>ア 記録の方法（日誌の作成等）</p> <p>イ 記録者</p>
第2号ホ (第1号リ)	火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事 項	<p>(1) 自衛消防隊が行う消火活動、通報連絡及び避難誘導について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。</p> <p>ア 消火活動に関する具体的な内容（初期消火の方法等）</p> <p>イ 通報連絡に関する具体的な内容（119番通報、防火管理者への連絡等）</p> <p>ウ 避難誘導に関する具体的な内容（作業員への避難の指示等）</p> <p>(2) 付近の作業員が行う消火活動及び通報連絡について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。</p> <p>ア 自衛消防隊が駆けつける前の対応に関する具体的な内容（基本的に自衛消防隊への連絡や避難を優先する等）</p> <p>イ 消火活動に関する具体的な内容（付近の消火器具等を利用した初期消火等）</p> <p>ウ 通報連絡に関する具体的な内容（防火管理者、自衛消防隊等への火災の連絡等）</p>

規則第3条 第1項	事 項	作成要領
第2号ホ (第1号ヌ)	防火管理についての 消防機関との連絡に 関すること	<p>(1) 消防計画の内容を変更する際の届出事項について明確にしておくこと。</p> <p>(2) 火災と紛らわしい煙又は火煙を発するおそれのある行為の届出事項について明確にしておくこと。</p>
第2号へ	その他防火対象物に おける防火管理に関 し必要な事項	<p>(1) 可燃ごみ等の管理について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。</p> <p>ア 可燃ごみ等は、放置せず、できるだけ速やかに片付けること。</p> <p>イ 可燃ごみ等を大量に置く場所には、付近に消火器等を配置すること。</p> <p>(2) その他工事中の防火管理に際し必要な事項があるときは、その内容を明確にしておくこと。</p>

様式第 1 号（第 5 関係）

防火管理業務内部委託同意書

（委託管理権原者が管理する範囲の名称）

_____における防火管理業務を実現するため、次の事項について同意する。

- 1 委託管理権原者が、その管理する範囲における防火管理者として、受託管理権原者が消防法第 8 条第 1 項に基づき選任した防火管理者を選任すること。
- 2 委託管理権原者は、1 において選任された防火管理者が作成する消防計画を遵守し、防火管理業務を行うこと。
- 3 1 において選任された防火管理者が、適切に防火管理業務を実施するため、防火管理上必要なときに、委託管理権原者の管理する範囲に立ち入ること。

年 月 日

委託管理権原者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

受託管理権原者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

様式第2号（第7関係）

防火管理業務の一部委託状況表

防火対象物名称							
受託者 氏名（名称）							
受託者 住所（所在地） 電話番号							
受託者の 行う防火 管理業務 の範囲 及び方法	□ 常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		方法	常駐場所				
			委託する防火対象物の区域	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 []			
			委託する時間帯		常駐人数	人	
	□ 巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		方法	巡回回数				
			委託する防火対象物の区域	<input type="checkbox"/> 全域 <input type="checkbox"/> 一部 []			
			委託する時間帯		巡回人員	人	
	□ 遠隔 移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		方法	現場確認要員の待機場所				
			委託する防火対象物の区域	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 []			
			委託する時間帯		到着所要時間	分	

備考 「受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法」については、該当する項目の□に✓印を付すこと。

様式第3号（第11関係）

防災管理業務内部委託同意書

（委託管理権原者が管理する範囲の名称）

_____における防災管理業務を実現するため、次の事項について同意する。

- 1 委託管理権原者が、その管理する範囲における防災管理者として、受託管理権原者が消防法第36条第1項において読み替えて準用する消防法第8条に基づき選任した防災管理者を選任すること。
- 2 委託管理権原者は、1において選任された防災管理者が作成する消防計画を遵守し、防災管理業務を行うこと。
- 3 1において選任された防災管理者が、適切に防災管理業務を実施するため、防災管理上必要なときに、委託管理権原者の管理する範囲に立ち入ること。

年 月 日

委託管理権原者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

受託管理権原者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

